

！消火器の訪問販売・リースのトラブルが多発しています。

消火器の悪質訪問販売による被害が目立っています。

業者は安い料金を強調して勧誘してきますが、5年以上の長期間にわたるリース契約なども多く、結局は通常よりも高額な契約になってしまいます。ご注意ください。

【主な手口】

- ▼ 公的機関や過去に消火器を設置した業者のような口ぶりで訪問する。
- ▼ 一方的なセールストークに消費者が困惑しているうちにその場で契約させ、多くの書類に署名・捺印させる。
- ▼ 契約当日にはごく一部の書類しか渡さず、無条件で解約できるクーリング・オフ期間経過後に、書類一式を郵送してくる。



- … 消防署が消火器の販売・点検・回収等をすることはありません。
- … おかしいと思ったら、すぐに消費生活相談室や消防署にご相談ください。

被害にあわないために

- 強引に勧誘されても契約する意思がなければはっきりと断る

最近では、手口が巧妙になっています。被害にあわないためには最新の手口を知ることが重要です。

☆出前講座

相談員が伺って悪質商法の最新の手口や被害を防ぐポイントをお話しします。自治会やグループなどの集まりに気軽に呼んでください。少人数でも大丈夫です。

☆市広報紙

相談事例を「くらしの相談Q&A」として市の広報紙に定期的に掲載しています。ご覧ください。

☆メールマガジン見守り新鮮情報

国民生活センターが高齢者などに関する最新の悪質商法の手口や製品事故の事例をメールマガジンでお届けしています。

見守り新鮮情報に登録するには…「見守り新鮮情報」登録 https://krs.bz/kokusen/m/m_touroku

(※通信料金ががかかります。)

府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316(相談専用)

☆悪質商法パネル展示

日時 10月20日(月)～24日(金) 8時半～17時 会場 市役所 1階 市民談話室

10月の東京都消費者月間にあわせ、悪徳商法の様々な手口を紹介するとともに、「くらしの相談」などの啓発資料の配布を行います。

☆府中市民朝市

日時 11月3日(祝) 6時半～8時(予定) 会場 府中公園

府中産野菜や姉妹都市の特産品、食料品から日用雑貨までさまざまな品が販売されます。



府中市民朝市

☆府中市消費生活展

日時 11月29日(土)・30日(日) 10時～16時

会場 府中グリーンプラザ分館ギャラリー

消費者団体の活動内容のパネル展示や啓発資料の配布、小中学生が作ったマイバッグの展示などがあります。



消費生活展

同日、府中グリーンプラザ本館でNPO・ボランティア団体や企業・学校などの活動を紹介する「府中NPO・ボランティアまつり」が開催されます。

☆府中市農業まつり

日時 11月15日(土)・16日(日) 9時～15時 会場 郷土の森博物館

府中産野菜の直売や楽しい参加型ゲーム等を予定しています。



ともに未来へ 笑顔あふれる わがまち府中

消費生活相談室 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日がお休みとなっています。

☆10月20日(月)

☆12月10日(水)

| 9月 | | | | | | | 10月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

| 11月 | | | | | | | 12月 | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

○は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成26年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先

府中市生活環境部経済観光課 消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

府中市

消費生活だより

No.18 平成26年9月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
Tel.042(335)4124

いつ起こるかわからない自然災害 日頃から準備をしておきましょう

地震に備え、家具・家電製品の転倒防止を!

- 地震による家庭でのけがの多くは、家具類の転倒・落下が原因となっています。日頃から転倒・落下防止のために家具や家電製品は、つっぱり棒や転倒防止金具などで固定をしておきましょう。
- 戸棚には、中のものが飛び出さぬよう扉にストッパーを取りつけましょう。
- 窓ガラスなどには、ガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

府中市消費生活相談室

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

相談場所 府中市消費生活相談室 スクエア21・女性センター内

相談方法 電話、または来所



防災のための常備品の準備は？

- 常備品はとっさの時に運び出せるように、本当に必要なものだけを用意しておきましょう。持ち出すための袋などは、リュックのように両手が使えるものにしましょう。
- 中身は定期的にチェックし、家の中の日常の動きを考えて置き場所を決めましょう。また、避難に役立つもの(※)は、寝室や玄関など複数の場所に、同じものを置いておきましょう。
(※)・紐なしスニーカー
・レインウェア
・革手袋
・LEDヘッドライトなど
- 持病の薬、メガネなど「なければ困るもの」は、常に身近に置く習慣を。
- 最低3日分の水や食料の備蓄をしておきましょう。
- このほか、カセットコンロ、水用ポリタンク、大型ゴミ袋、ラップ、ウェットティッシュなども用意しておく役立ちます。



家族との連絡方法の確認を！

- 電話連絡が取れないことを想定して、災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話災害用伝言サービス、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの利用や、連絡手段がないときのため、いざというときに集まる「避難場所」などを家族で話し合っておきましょう。



自然災害で家屋等に被害 … 損害保険による補償は？

住まいの保険には、どのようなものがあるでしょう

- 住まいの保険には、『火災保険』と『地震保険』があります。
- 『火災保険』では、火災をはじめ、自然災害(風災・ひょう災・雪災・水災)などで発生した損害についても補償を受けられるのが一般的です。
※ 自然災害による被害の補償対象は、加入している商品によります。
- 地震等を原因として発生した建物の火災や損壊等の損害については、火災保険では補償が受けられません。『地震保険』への加入が必要です。
※ 地震保険は、単独で加入することはできません。火災保険とセットでの契約となります。



保険契約を確認してみましょう

- ◆ 保険には補償の対象となる損害の規模に条件があるなど、全ての損害が補償されるとは限らないため注意が必要です。
 - ◆ 保険商品により内容が異なる場合や、法令等の改正・保険商品の改定等により内容が変更となる場合があります。
- … 詳しくは、損害保険会社にお問合せください。

消費生活相談室より

「保険金が使えない」という住宅修理契約トラブルにご注意

★困っています★

築40年の自宅の屋根が台風の後、雨漏りしていたところに、修理業者から電話がかかってきました。「申請すれば火災保険で修理できますよ」と言われ、調査に来てもらいました。保険金が出るのならと思い150万円の修理契約をしましたが、保険会社から「老朽化による損害は保障の対象外」と言われ、80万円しか給付されませんでした。業者に工事をやめたいと伝えたら解約料として保険金の30%を請求されました。支払わなければなりませんか。(70代女性)

◎相談室から◎

訪問販売や電話勧誘などで家屋の修理契約を行った場合、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。またクーリング・オフ期間を過ぎていても、書面を受け取っていなかったり、契約書面に不備がある場合にはクーリング・オフできる可能性があります。さらにその説明を受けたり、不当に高い解約料を請求された場合には、契約の取り消しや無効を主張できる可能性があるため、解約料を支払う必要はないと考えられます。

トラブルにあわないために

- ・複数の修理業者に見積りを取り、信頼できる業者に修理を頼みましょう。
- ・公的機関を思わせる名称で「住宅災害調査のお知らせ」といったチラシを配り、修理工事契約を締結させる手口も横行しています。ご注意ください。

☆「高齢者被害特別相談」

日時 9月10日(水)～12日(金) 10時～正午、13時～16時

会場 府中市消費生活相談室

高齢者の消費者被害未然防止・拡大防止を目的として、「高齢者被害防止キャンペーン」を行っています。

●高齢者を狙う悪徳商法の例

- ・「無料で点検」「買い替えた方がよい」などといって次々と契約を持ちかける。
- ・複数の人が入れ替わり電話をかけて投資欲をあおり、「後で買い取るから」などといって価値のない権利や商品を買わせる。



府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316(相談専用)